

名城大学と名古屋市東区役所との連携・協力に関する協定書

名城大学（以下「甲」という。）及び名古屋市東区役所（以下「乙」という。）は相互の連携協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、甲乙が包括的な連携のもと、防災、まちづくり、生涯学習、文化、福祉など多様な分野で相互に協力し、地域社会の発展とともに、学生の実践力の養成に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第 2 条 甲乙は、次の事項について連携・協力する。

- (1) 地域防災の強化に関すること
 - (2) まちづくりの推進に関すること
 - (3) 生涯学習、文化、スポーツの振興に関すること
 - (4) 地域福祉の向上に関すること
 - (5) 地域の歴史的文化的遺産の活用に関すること
 - (6) 地域コミュニティの活性化に関すること
- 2 前項各号に定めるもののほか、甲または乙は、必要と認める事項について相手方に連携・協力を求めることができる。

（経費負担）

第 3 条 前条に定める連携・協力の実施については、甲乙それぞれの予算措置及び規程の範囲で行うものとし、この協定により新たに特定の経費負担の義務を負うものではない。

（窓口）

第 4 条 この協定書に基づく連携・協力推進のため、甲乙に事務担当の窓口を設置する。

（期間等）

- 第 5 条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了 2 か月前までに甲乙いずれからも改廃の申し出がない場合は、1 年間自動的に更新するものとし、以後同様とする。
- 2 この協定に定めるもののほか、連携・協力の具体的事項、成果の利用条件など必要な事項については、甲乙が協議して別に定める。

この協定書は 2 通作成し、甲乙それぞれ 1 通を保有する。

平成 27 年 10 月 14 日

甲 名城大学

乙 東区役所

学長 吉久光一

区長 山本正雄